

令和 6 年度 第 3 回伊賀市大山田財産区管理会 会議録（概要）

日 時：令和 7 年 1 月 31 日（金）19 時～20 時 10 分

場 所：大山田福祉センター ふれあい広場

出席者：（管理委員）川端委員、中川委員、竹島委員、成瀬委員、中瀬委員、藤森委員、林委員

（管理人代表）森下管理人

（事務局）服部支所長、川極主査

事務局	定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度 第 3 回伊賀市大山田財産区管理会を開催させていただきます。進行を務めさせていただきます大山田財産区事務局の川極です。よろしくお願いします。管理会は年 3 回開催し、今年度の第 1 回を 7 月に、第 2 回を 10 月に開催しました。今回が今年度の最終回になりますが、今回から新しい委員様での管理会となります。お手元に、令和 6 年 12 月 27 日から令和 10 年 12 月 26 日までの選任辞令を置かせていただいております。4 年間よろしくお願いします。なお、本日の管理会には、活動報告をいただくため、管理人代表の森下管理人にもご出席をいただいております。それでは、会議次第の 2. 支所長挨拶ということで服部支所長よろしくお願いします。
支所長	みなさんこんばんは。大山田支所長の服部と申します。平素より伊賀市の市政各般や大山田支所の業務にご理解とご協力をいただき感謝を申し上げます。また本日は、お昼間お疲れの所ご出席いただきましてありがとうございます。 委員の皆様におかれましては各地域の住民自治協議会から推薦をいただき、12 月の議会にて委員選任の議決により前の方から交替された次第で、任期は 4 年間となっておりますがどうぞよろしくお願い申し上げます。このあと事項に沿ってとなりますが、速やかな進行についてご理解とご協力をお願いいたしまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。次に自己紹介に入らせていただきますが、その前に資料の確認をお願いします。 （各資料の確認と説明） それでは、会議次第 3. の自己紹介ですが、お手元に管理会委員さんと管理人さんの名簿を付けさせていただいております。それでは、自己紹介に入らせていただきます。
全員	（自己紹介）
事務局	ありがとうございました。 次に会議次第 4. の会長・副会長の選任ですが、管理会条例第 5 条で「会長及び副

	会長1人を置き、委員の互選により定める」となっていますが、いかが取りはからせていただければよろしいでしょうか。
委員	事務局案はありますか。
事務局	特にご意見などないようでしたら、事務局よりご提案させていただきますがよろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声)
事務局	ありがとうございます。前回交替の時は、既にご経験いただいている方ということで、再任の委員から会長・副会長に選任されていましたが、今回は全員が新たに選任された方ばかりです。そこでご提案ですが、財産区に関わる事業は森林の保護・育成を主な目的としています。よって木や森林に現在も関わっておられる成瀬さんに会長を、副会長に川端さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	(異議なしの声)
事務局	成瀬さん、川端さん、ご了承いただけますか。
成瀬委員、 川端委員	(両委員とも了承)
事務局	それでは、会長には成瀬さん、副会長には川端さんということで4年間よろしくお願いいたします。新しく会長と副会長となられた2名の方から一言、ご挨拶をいただきたいと思います。
会長・副会長	(両名挨拶)
事務局	ありがとうございました。大山田財産区管理条例第5条第2項に、会長は管理会の会議を主宰し、とありますので、この後の議事の進行につきましては成瀬会長にお願いさせていただきます。また、管理条例第7条第3項に、管理会の議事は出席委員の過半数をもって決する、可否同数のときは、会長の決するところによる、とありますのでよろしくお願いします。 また、伊賀市自治基本条例第7条第3項等の規定により、この会議は公開とさせていただきます。議事録を作成し、ホームページに掲載して公開するために、議事内容を録音させていただきますことをご承諾ください。それでは、ここからの議事進行につきまして成瀬会長よりお願いいたします。
会長	まず、会議次第5.の会議録署名委員の指名について、藤森委員と林委員を指名させていただきます。藤森委員と林委員は、後日、議事録を確認して署名をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。管理会終了後、事務局から会議録署名の流れ等についての説明があると思いますので、よろしくお願いします。それでは、会議次第6.の報告事項に入ります。(1)の大山田財産区の説明について、事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、今回新たに委員となられていますので、財産区の基本的事項につきましてご説明いたします。資料1の地方自治法条文等をご覧ください。市町村が合併する際、もとの村の財産のうち山林など資産の一部を、合併後の市全体ではなく合併前の村の区域のみに帰属することを認めたものが財産区となり、市とは別の法人格をもった特別地方公共団体、任意の組合と違い公の団体の一形態ということになります。市本体とは別の人格を有していますが市の一部ではあり、財産区管理者は伊賀市長となります。市内では大山田財産区の他に島ヶ原財産区と柘植財産区があります。大山田と島ヶ原は、条例により管理会を設置しています。管理会は、市長が市議会の同意を得て選任する管理委員7名で構成されており、条例で定めた事項に対する同意権を有しています。財産区の運営に大山田の住民の意思を反映させるための審議機関であり、執行者は財産区管理者伊賀市長ですが、実施に関しては管理会の同意が必要であるということになります。また、公の収支予算・決算になりますので、条例により『大山田財産区特別会計』を設けており、市議会において予算が審議・議決されます。大山田財産区では青山高原ウインドファームなどに土地を貸付し収入を得ており、山林保全のための間伐などの費用や、林道の整備、管理会の運営経費、管理人への報酬等に充てています。本来は市全体のものとして帰属するものの限定的な一部のみについて、もとの大山田地域に帰属が認められたものですので、今ある財産の保全、利用、改良等の管理行為、売却、貸付の処分行為についてのみ行為能力を有し、新たな財産の取得など積極的な行為能力は有しないとされています。大山田財産区は風車の用地として土地の賃料が入って来ますので、今ある財産の運用によって費用を捻出できております。事務局については、市の職員が財産区の事務を兼務しています。具体的な毎年の予算については後ほどの事項でご説明申しあげます。
会長	ただいまの事務局の説明について、質問などはありませんか。
委員	(異議なしの声)
会長	ないようでしたら、次の(2)大山田財産区を取り巻く状況について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、通常の運営や事業以外での課題につきまして、経緯と対応を説明いたします。資料2をご覧ください。猿野区に小木戸(重瀬)の林班の山林がありますが、令和5年の秋に、事前連絡なく山に重機等が入った事案がありました。前会長や管理人から現場で相手方に抗議したと聞いています。その後今にいたるまで山にあがった形跡は見受けられません。今年度に入り、管理人さんが境界付近の草刈り作業のため7月に山に入った際、その重機の進入ラインが財産区の土地を通り抜けており、そこに生えていた木も引き抜いて捨ててある状態であると、第2回管理会で報

	告があり、今後の対応が課題となっています。11月と12月にも現地確認に入り、こちらが境界に打ってある杭との位置関係からみて、進入されているのは間違いなからうと考えています。法的にはどうなのか市の顧問弁護士に確認しましたが、山の場合は境界が明確化してある場所を除いては、例えば境界杭があってもお互いがお互いの境界だと考えるところに打っているにすぎず、自分の山に入るのに隣の土地を通る必要があって通った、もしくは自分の土地だと思って通ったとされると直ちに法に反していると言い切れず、立木に関しても、その木が財産区有地の立木だと第三者に証明するすべがありません。他の林班は境界明確化事業によって境界にナンバー入りの杭を打って明確に管理しており、森林計画をたてて間伐等を行っていますが、この林班は施業等しておらず境界明確化事業からも漏れていたもので、財産区の境界杭が刺さっていても、事実関係を明らかにすることが難しいと思います。今後の対処について、山林に関してはお互いに入出入りすることは起こり得るが、境界明確化されていないので、こちらの考える境界はこうですよと主張することは可能。そこで、現地には何メートルかおきで石の杭や木杭が打ってありピンクリボンでマークしてある状態ですが、今回そこをさらに明示するという事で、今でも各財産区有地に立ててあるのと同じ財産区有林と書いた看板を、この重機が進入した箇所約90mの所だけ杭に沿って何本も立て、看板同士をロープで結んで誰が見てもわかるような状態にしようと思います。もし何か申し立てがあればそこで改めて立会いして決めればいいし、定期的な現場確認を実施し、もしそれが抜かれたり壊されたりして相手が特定できるのであれば被害届を出していくことも考えられます。将来的には測量して境界明確化することを検討する必要もあると思いますが、現時点で問題なのは、放置しておいたら重機がまた同じラインを通って行きかねないということで、財産区有地の保全のために看板とロープをつけて主張するという事です。この対応については市長にも了解を得ています。また、市長よりこの件で文書での指導は出せないか問われており、隣接の地権者に対して「財産区有地に無断進行為があったことから境界を明示したので、隣接の者が誤って入ったりしないよう注意する」内容の文書を財産区管理者の名で出すことは出来るので、市長決裁の上でそのようにしていく事になろうかとも思います。境界明示と、財産区から文書で注意喚起することについて、管理会の了解をいただければと思います。
会長	先ほどご説明いただいた中で、何かご質問やご意見などありませんか。
副会長	出来ることをやっていくのであればそれはそれで大事なことである。相手のある事なので、刺激せず財産区として取り得る行動を取ることが大切だと思う。
会長	ほかにご意見はないですか。ないようでしたら、次の(3)大山田財産区管理人代表からの、令和6年度作業報告について、森下管理人代表ご説明をお願いします。

管理人代表	資料3.をご覧ください。管理人9名で年間計画を立て、各林班を順番に巡りながら境界杭の確認や支障木の撤去、作業道周辺の草刈りなどを行っています。半日で済む作業もありますが、弁当持参で一日掛けての作業行程もあります。シカ害を防ぐリンロンテープ巻きもその一環です。目下の課題は、作業員も高齢化してきています。若い方が従事してくればいいのですが、会社勤めの方をお願いするのも悪い気もして。とにかく頑張れるところまで頑張っていきますし、管理委員さんたちも、どこにどんな林班があるかの確認も込めて、ご都合がよろしければ一緒に作業に入っていただければと思います。
会長	先ほどの説明で何かご質問などありませんか。ないようでしたら、次の事項に移らせていただきます。(1) 令和6年度大山田財産区特別会計3月補正予算書並びに令和7年度大山田財産区特別会計予算要求書について、事務局の説明をお願いします。
事務局	まず、令和6年度 伊賀市大山田財産区特別会計3月補正予算と決算見込みにつきましてご説明させていただきます。資料4の1ページの歳入をご覧ください。 一番上の、第1款 財産収入 第1項 財産運用収入 第1目 財産貸付収入の補正については、青山高原ウインドファーム、NTT、中部電力への土地貸付料で補正後予算額1千238万5千円を見込んでいます。次の第2目 利子及び配当金は、新たに購入した地方債（静岡県債5年もの）の利子を追加し、補正しています。その下の第2款 第1項 繰越金は、令和5年度の繰越金で、当初予算額20万円に対して、133万6千円を今回の補正で増額しています。歳入合計は、当初予算額1千293万3千円に対し、115万7千円の増額で、補正後の予算額は1千409万円となっています。裏面には土地貸付収入詳細をつけてあります。ご確認ください。 続いて、歳出に移らせていただきますので、次のページをご覧ください。 第1款 総務費は、212万6千円を増額し、補正後予算額は995万4千円です。第2款 財産費 財産管理費は、19万7千円を減額し、補正後予算額は60万8千円です。次のページをご覧ください。第2項 財産造成費は、55万7千円を減額し、補正後予算額は352万8千円です。第3款の公債費は1万5千円を減額し、第4款の予備費も20万円減額し、ともに補正後予算額は0円としています。 次に令和7年度 大山田財産区特別会計予算要求について、ご説明させていただきます。1ページの歳入からご説明いたします。 第1款 財産収入 第1項 財産運用収入 第1目 財産貸付収入は、6年度当初予算額1千238万4千円に対し、7年度要求額は1千238万6千円の2千円の増額となっています。第2目 利子及び配当金は、6年度当初予算額34万9千円に対し、7年度要求額は38万6千円で3万7千円の増額です。内訳は財産区基金利子で、「財産区基金」地方債運用に係る利子による増額です。第2款 繰越金は、6年度当初予算額20万円に対し、7年度要求額も同額としております。歳入合計は、6年度の要求項目との比較になりますが、7年度当初予算額1千293万

	3千円に対し、7年度要求額は3万9千円増額の1千297万2千円としております。 続いて、歳出に移らせていただきます。 第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費は、6年度当初予算額782万8千円に対し、7年度要求額は787万4千円で4万6千円の増額です。次のページをお願いいたします。第2款 財産費 第1項 財産管理費は、6年度当初予算額80万5千円に対し、7年度要求額は65万4千円で15万1千円の減額です。第2項 財産造成費は、6年度当初予算額408万5千円に対し、7年度要求額は422万9千円で14万4千円の増額です。要求額の主なものは、財産区区有林長期森林整備計画に基づき、本来なら令和8年度に予定しています「高良城林班」に関わる間伐事業のうち、直営林11.63ha分を7年度に前倒して作業を行う計画を立てており、財産区森林整備業務委託料314万6千円を予算計上しています。最後のページをお願いいたします。第3款 公債費と 第4款 予備費につきましては、6年度当初予算額と同額としております。歳出合計は、6年度の要求項目との比較で、6年度当初予算額1千293万3千円に対し、7年度要求額を1千297万2千円としております。 以上で令和6年度伊賀市大山田財産区特別会計3月補正予算と、令和7年度伊賀市大山田財産区特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
会長	先ほどの説明で、何かご質問などありませんか。
委員	財産区の基金はどれくらいあるのか。
事務局	約1億3千5百万円です。万が一、災害等で林班内の林道や作業道が崩れたりした場合、基本的には受益者負担ということで財産区から支出しています。今の所、以前の管理会会長がおっしゃられていた2億円位を目標に、もう少し基金を積み上げて行きたいと考えています。
事務局	一例ですが、過去に布引林班内シデノ木原林道が、台風の被害等でほぼ全線不通となりました。林道内にかかっている橋も2本使用不能となりましたが、財産区で補修工事費用として約1千百万円を支出した実績もあります。
会長	他にご質問などありませんか。なければ 8.その他について、事務局から何かありますか。
事務局	3点お知らせします。まず大山田財産区広報ですが、今年度末の発行に向け準備をしています。今年度は長期森林計画に基づき、柳谷林班の間伐業務委託を実施しておりますが、本日、業務委託先の伊賀森林組合から成果書類が届きましたので、その内容等を掲載する予定です。完成後には管理委員・管理人代表の皆さまにお示しさせていただきます。次に青山高原ウインドファームから、風力発電所リプレイス事業に関わる工事についてのお知らせです。一昨年からのリプレイス事業により、財産区布引林班内に設置されていた発電用風車20基が撤去され、今年度から新た

	に設置する大型風車敷の基礎工事等が始まるに際しての注意等のお知らせとなっていますので、ご確認ください。なお、新型風車はブレードの先から土台までの高さが119mあり、撤去した20基の1.5倍ほどの大きさとなります。最後に、先ほど説明のありました小木戸（重瀬）林班に関してですが、財産区の境界にアルポリ標識を20本ほど立ててトラロープを張る作業を計画しています。管理委員の皆さまの中にも、小木戸（重瀬）林班がどの辺りにあるかご存じない方もおられると思います。作業に必要なものが揃い、作業に適した気象条件の頃に実施したいと考えていますので、作業日が決定次第、皆さまにお知らせします。都合のつく方がお見えでしたらご参加願います。
副会長	実際にその現場を確認したことはないのですが、日が決まり都合がつけば参加したい。他の委員もよろしくお願いします。
会長	他にないようでしたら、議事を終了させていただきます。初めての議事進行でしたが、皆さま方のご協力により、スムーズに進めることができました。ありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。進行を事務局にお返しいたします。
事務局	成瀬会長、議事進行ありがとうございました。改めてこれから4年間、どうぞよろしくお願い致します。以上をもちまして、令和6年度 第3回伊賀市大山田財産区管理会を閉会させていただきます。
	（了）

会議録署名者

大山田財産区管理会 会長 成瀬 義之
 大山田財産区管理会 委員 秋 尚樹
 大山田財産区管理会 委員 藤井 哲

